

小規模修繕等契約希望者登録 申請の手引き

【平成27・28年度用】

福島町総務課

小規模修繕等契約希望者登録申請の手引き

1. 目的

福島町が発注する小規模な修繕等について、町の入札参加資格者名簿（指名願）への登録が困難な町内事業者を登録し、登録のあった事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図るものです。

2. 対象となる契約

- (1) 小規模修繕等の対象となる契約は、内容が軽易で履行の確保が容易なものと認められるものであって、1件の金額が原則として50万円未満のものです。

【修繕の種類】

- ①土木 ②建築 ③大工 ④左官 ⑤屋根、板金 ⑥電気 ⑦塗装 ⑧管
⑨ガラス ⑩建具 ⑪内装 ⑫その他

3. 登録できる事業者

- (1) 町内に主たる事業所を有する者
(2) 町内に住所を有する者

4. 登録できない事業者

- (1) 破産者で復権を得ていない者
(2) 希望する業種を履行するために必要な資格等を有しない者
(3) 福島町入札参加資格者名簿に登録されている者（指名願を提出した者）
(4) 町税や公共料金を滞納している者
(5) その他公共発注の相手方として不相当と認められる者

5. 登録者の取り扱い

審査の結果、認定された事業者を小規模修繕等契約登録名簿に登載し、庁内に周知します。登載された事業者は福島町が発注する小規模な修繕等契約の際に業者選定の対象となりえますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

6. 提出書類

申請に必要な提出書類は、次のとおりです。

- ①小規模修繕等契約希望者登録申請書（第1号様式）
- ②登記事項証明書又は登記簿謄本（申請者が法人の場合）
- ③身分証明書（申請者が個人の場合）
- ④町税の納税証明書（全ての申請者）
- ⑤希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- ⑥その他町長が必要と認めた書類

7. 受付期間

平成26年2月16日（月）から3月6日（金）まで（土・日曜日は除く）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※登録申請は、随時受付を行っております。申請をした月の翌月から名簿に登載いたします。

8. 受付窓口

福島町役場 総務課財産管理係（役場庁舎2階）

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島820番地

TEL 0139-47-3001

9. 有効期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日まで

申請書類の作成要領

第1 小規模修繕等契約希望者登録申請書

[申請書記載要領]

- ①年月日・・・申請書の提出月日
- ②郵便番号・・・必ず記入してください。
- ③住 所・・・法人は本店を、個人はその本拠となっている住所を記入してください。
- ④商号・名称・・・法人は登記されている商号、個人は使用している名称を記入してください。
- ⑤代表者職指名・・・法人は代表する役職名と氏名、個人は戸籍上の氏名を記入してください。
- ⑥ ⑦・・・代表者印又は実印を押してください。
- ⑦電話番号・・・代表する電話番号を記入してください。
- ⑧FAX番号・・・FAX番号を記入してください。

1. 登録を希望する修繕の種類

別表を参考に、修繕等の具体的内容を記入してください。

希望する業種を履行するために必要な資格、免許等があれば名称を記入し、その写しを必ず添付してください。

<記入例>

番号	修繕の種類	具体的な内容
1	土木	道路、側溝の修繕
2	建築	建築一式工事
3	大工	大工、型枠、造作
4	左官	左官、モルタル工事

別表 修繕の種類及び内容

No.	修繕の種類	具 体 的 な 内 容
1	土木	道路、側溝等の修繕工事
2	建築	建物等の修繕工事
3	大工	大工、型枠、造作等
4	左官	左官、モルタル、吹付け等
5	屋根、板金	板金加工取付け等
6	電気	照明設備、構内電気設備等
7	塗装	塗装等
8	管	空調設備、給排水・給湯設備等
9	ガラス	ガラス加工取付け等
10	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
11	内装	天井仕上げ、壁張り、カーテン・ブラインド等
12	その他	上記にあてはまらないもの